

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2472号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

閑話休題

少なくとも食料・農業・農村基本法を見る限り、最近の農政の基調には、地域の実情に応じた政策展開を意識し、また政策主体として地方自治体を重視するよう「地域主義」が埋め込まれている(本誌昨年五月十二日付二四三八号の本欄参照)

そして、その典型は二〇〇〇年度より導入された中山間地域等直接支払制度である。この制度では、集落レベルの交付金の活用方法は協定集落に任せられ、また対象地域の知事特認制度等も設定されている。つまり、制度の仕組みや運用の一部が、地域の知恵と判断に委ねられていることを特徴としている。「地域主義農政」の具体像をここに見ることが出来る。

その直接支払制度は、来年度(二〇〇四年度)で五年目となり、次期対策に向けた見直しの時期を迎えている。農水省は、この制度の政策評価を、いわゆる「第三者委員会」の



豊年祭(愛知県田懸神社)

場で進め、新たな制度設計に着手しようとしている。

ここで注目すべきは、その見直しに際しても、「地域主義農政」を、地域レベルから前進させる動きが見られることである。具体的には、この制度の次期対策に向けて、複数の県レベルで独自の検討と制度提案が行

「地域主義農政」の前進

東京大学大学院助教授 小田切 徳美

われている。

例えば、山口県では、市町村担当者や県職員による「直接支払制度研究会」の場で、詳細な政策提案を作成し、既に県のホームページ上に公表している。同様の検討は熊本県でも始まっている。また、新潟県では、農林水産部が

「直接支払制度あり方検討会」を設置し、農業者、消費者や関係機関代表者等による検討を行った。筆者はこの検討会に直接関わったが、その討議の中から、中山間地域対策の「守りと攻めの両立」が主張され、現行の集落協定に加えて、集落等单位での積極的な活性化プランを策定した協定への加算制度とその支払い方法の細部が提案されている。

こうした国の制度に対する地方レベルからの具体性を持った提案は、従来の「陳情」とは異質なものである。それは、そのままでは埋もれがちな「地域主義農政」を地域サイドから、掘り起こし、後退させない動きとも言えよう。

市町村段階を含めて、こうした挑戦がさらに広がるのが期待される。と同時に、「地域主義農政」にふさわしい国レベルの対応も望まれる。現在、進められている食料・農業・農村基本計画の見直しの論点もここに

政 策	景観法案等を国会に提出	(2)
フォーラム	普段着の「こころ」からのふれあいを目指して = 新潟県山北町	(5)
情 報	カプセルNOW&NEW	(8)
随 想	豊かな人間関係を	福井県三国町長 坂本憲男.....(10)
情 報	政策レーダー	(11)

も
く
じ

景観形成を図る初の基本法制定へ

景観法案等を国会に提出



政府は、去る2月10日、景観保全を目的とした初めての基本法となる「景観法案」等を閣議決定し今国会に提出した。

同法案は、都市や農山漁村などの良好な景観の形成を促進するため、市町村等が定める「景観計画」に基づき「景観計画区域」を指定、建物や工作物等の建設に一定の制限を加えることなどを内容としている。また関連として、屋外広告物の許可対象区域を全国に拡大する屋外広告物法の一部改正などを内容とする景観法関連法案や、緑地の保全地域での規制などを内容とする都市緑地保全法の改正など（「景観緑3法案」）を国会に提出した。

1、法律制定の経緯と目的

今回の景観緑3法は、国土交通省が昨年7月にまとめた「美しい国づくり政策大綱」が基になっている。同大綱では、我が国のこれまでの社会資本整備が、美しさへの配慮を欠き、四季折々の変化を見せる自然と比べ、都市や田園、海岸などの人口景観は著しく見劣りすると指摘した。そして、これらの状況を是正するため、「この国の国土を美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐ」という理念の下、行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵を切る」とした。

「景観法案」はその目的について「我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進する

ため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与すること」としている。そして、良好な景観を国民共通の資産であるとした基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者、住民の責務についてそれぞれ規定している。先の大綱が掲げた「美しい国づくり」を具体化するため、景観に関する我が国で初めての総合的な法律となる。

2、景観計画制度の創設

法案では、地方公共団体の責務として、基本理念に基づき、市町村が「景観計画」を策定することを定めている。この「景観計画」は、土地を所有している住民やNPO法人も提案が可能とされ、広域的な場合は都道府県が策定する。

「景観計画」では、景観計画区域」が指定され、当該区域内での建築行為に対し届出や勧告による規制が行われ、必要に応じ市町村長は建物の形態や色彩などのデザインについて変更命令が出せることとしている。ただし、この届出の対

政 策

象や具体的な基準は、地域特性に応じ市町村等が自由に定めるとしている。

また、「景観計画区域」は都市計画区域外にも指定が可能とされているが、都市計画の中に新たに「景観地区」制度を創設（現行の「美観地区」は廃止）し、当該地区内における建築行為等にも一定の制限をすることができることとなる。これらの制度により、これまでほとんどできなかった建築物や工作物の色やデザインについて規制ができることとなり、また、廃棄物の堆積や土地の形質変更等についての規制も可能となる。

3、最重要建造物等の指定

「景観計画」では、計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物を「景観重要建造物」として指定

できる（ただし国宝や重要文化財などは除く）。この指定にあたっては、当該建造物の所有者から意見を聴き、指定された建造物には、これを表示する標識の設置が義務づけられる。

「景観重要建造物」に指定されると、その増改築や移転や除却など、外観を変更するような修繕や色彩の変更などが禁止され、これに違反した場合、原状回復命令等が出されることとなる。また、これと同様に樹木についても「景観重要樹木」として指定できることとなる。

これら「景観重要建造物」等の管理については、所有者が行うほか、新たに設立する「景観整備機構」との間で管理協定を結び、この「景観整備機構」は、景観の形

成に取り組みNPO法人やまちづくり公社などを公的に位置づけるため設置されるもので、地域の専門家やNPOが、景観形成をサポートして住民主体の持続的な取組を推進する。

4、景観重要公共施設等の整備

さらに、公共施設についても景観計画において「景観重要公共施設」として「景観重要道路」、「同河川」、「同都市公園」など個別に位置づけ、計画の趣旨に沿った整備を行うことが義務付けられる。また、電線類の地中化を推進するため、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」の特例を設けることとしている。

5、景観協議会の設置

景観形成の推進に向け、行政と住民が協働して取り組む場として「景観協議会」を組織することができ

る。この景観協議会は行政機関や住民のほか、観光、商工、農林漁業の各種団体や電気事業者、通信会社、鉄道会社など公益事業関係者も加わることができ、協議会で決定した事項については、その結果を尊重しなければならないとされている。

6、屋外広告物の規制を強化

景観保全のための関連法として、今回、「屋外広告物法の一部改正法案」も国会に提出された。

これは、良好な景観実現のため、広告物と広告業に関する措置の両面から取組むもので、具体的には、市町村における屋外広告物に関する条例の策定、屋外広告物の許可対象を全国に拡大、規制の実効性を確保するため、除却対象物として、現行のはり紙や立て看板に加え広告旗なども対象とすること、屋外広告業の登録制導入、などを内容としている。

7、都市緑地保全法の抜本改正

さらに、都市緑地の保全や都市公園の整備を一層推進するため、「都市緑地保全法」と「都市計画法」の一部を改正する法案も提出された。このうち「都市緑地保全法」は、名称を「都市緑地法」に改め、市町村が定める「緑の基本計画」の中に都市公園の整備方針を追加すること、都道府県は、都市計画の中に「緑地保全地域」を定めることができること、市町村は地区計画区域内の樹木等の伐採を許可制とすることができること、などが盛り込まれている。



景 観 法 案

基本理念、国民・事業者・行政の責務の明確化

公共事業の実施に
関する景観への配慮

景観行政団体 (※)による景観計画の作成

(※)政令市、中核市、都道府県の同意を得た市町村、都道府県

景観計画区域を指定

景観協議会

公共施設管理者や地方公共
団体と住民等が協働して取
組む場の提供。

協議会で決定した事柄には
尊重義務。

オープンカフェやクリーン
アップ作戦、地域のデザ
インルールなどについて
、住民と行政が協働して
取り組むことが可能

景観整備機構

景観形成に取り組むNPO
法人やまちづくり公社な
どを公的に位置付け。

地域の専門家やNPOが、
景観形成をサポートして、
住民主体の持続的な取組
を推進。

文化財保護行政との協力

景観計画区域

- ・届出・勧告を基本とするゆるやかな規制誘導
- ・都市計画区域外も指定可能

- ・届出対象や具体的な基準は、地域特性に応じて市町村等が自由に定めることが可能
- ・一定の場合に変更命令が可能
- ・現在の地方公共団体の自主条例による取組を活かす仕組み
- ・景観計画区域内の農地の形質変更等の規制、耕作放棄地対策の強化、森林施業の促進
- ・管理者の同意を得て指定された景観重要道路・河川は、景観計画に即すとともに、占用許可の基準に景観計画に定める基準を追加
- ・宅地造成と一体で設けられる工作物等について条例で開発許可の基準化し、事前チェック

景観協定

建築物や緑に加え、
今まで他協定で出来なかつた
工作物や青空駐車場、自販
機の色やショーウインドウの
照明など、ソフトな部分を含め
て景観上必要なことを一体的
に定めることが可能。

景 観 地 区

- ・より積極的に景観形成を図る地区について
指定
【都市計画。都市計画区域外は準ずる手続き
(公告・縦覧等)で指定。】

今までほとんど出来なかつた、
建築物や工作物の色やデザインについての規
制を導入

- ・廃棄物の堆積や土地の形質変更等について
の行為規制も可能

景観重要建造物

景観上重要な建築物・工作物・樹木を指定
して積極的に保全

予算、税制による支援

- ・景観形成事業推進費の創設
- ・都市開発資金の拡充
- ・民間事業者が都市再生認定事業を行う場合の(財)民都機構の出資等対象施設の拡大
- ・景観重要建造物の相続税の適正評価
- ・景観整備機構へ土地を譲渡した場合の所得税・法人税の1500万円控除
- ・関連補助事業 等

規制緩和による景観の形成・保存

- ・景観地区についての形態規制の合理化(斜線適用除外)
- ・景観重要建造物の外観に係る規制の緩和による保存
- ・容積率移転の制度を拡充し景観重要建造物に適用することを可能にする(別法で措置)等

住民やNPO法人による提案制度

土地所有者等の3分の2の同意を得て、土地所有者やNPO法人等は、
景観計画・景観地区の提案が可能。

ソフト面の支援